

2025年度



社会福祉法人 佐伯民生福祉会

八幡保育園

所在地 佐伯市大字戸穴7番地の2

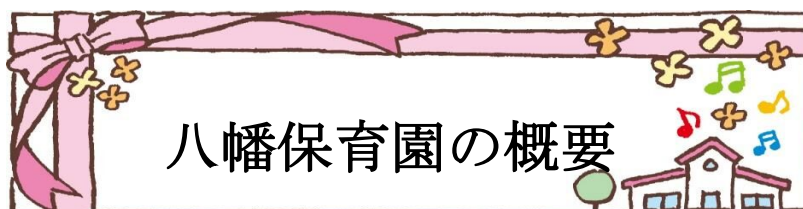
TEL 0972-27-7661

FAX 0972-27-7670

目 次

八幡保育園概要	…	1
入園にあたって 保育理念・保育方針・保育目標（本園の特色）	…	2
保育標準時間・保育短時間	…	3
利用者負担	…	3～5
福祉サービス等向上委員会名簿及び相談日	…	6
年間行事予定	…	8
一日の生活の流れ	…	9
持ち物について	…	10
登園・降園・しつけ・その他	…	11～12
健康【与薬】【食物アレルギー】など	…	13
保育園の感染症について		
医師が記入した意見書が必要な感染症	…	14
医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症・登園届	…	15～16
災害時の対応について	…	17
八幡保育園平面図	…	18





八幡保育園の概要

名称 社会福祉法人 佐伯民生福祉会 八幡保育園
 所在地 〒 876-1106
 佐伯市大字戸穴7番地の2
 TEL 0972-27-7661 FAX 0972-27-7670
 E-mail yahata@saikiminsei.jp
 HPアドレス <http://saikiminsei.jp/yahata/>
 (写真などを掲載しては困るという方はお申し出ください)

設置経営者 社会福祉法人 佐伯民生福祉会

開園 昭和49年4月1日 (令和9年3月31日閉園予定)

施設の規模 敷地面積 1,167.71㎡ 建築面積 324.60㎡

定員 20名

受入年齢 10ヶ月～小学生就学前まで

クラス編成 1クラス編成とし、各年齢に応じてグループをつくります。

年齢	グループ名
0歳児	もも
1歳児	いちご
2歳児	ぶどう
3歳児	れもん
4歳児	りんご
5歳児	めろん

職員 園長 1名
 主任保育士 1名
 保育士 4名
 調理員 2名
 看護師 1名

※保育士は国の基準以上の人数を確保しています。

嘱託医 内科 田村俊也 先生
 歯科 麻生歯科医院

緊急避難先 薬師庵または彦陽中学校



入園にあたって

子どもの集団生活の第一歩は、まず保育士との出会いからはじまります。

そして保育士への信頼感にもとづいて、まず安定した気分を持たせながら集団生活の楽しさを体験していきます。友達を求める子どもの欲求と、集団の中で子どもを育てたいという親の願いを軸にして、児童の集団生活は展開されます。そして、一人一人の能力を最大限に発揮させ、自立と正しい仲間関係を育て上げることがねらいです。

そのためには家庭生活でお家の方達の協力がなければ良い子育てはできません。担任の保育士と連絡を密にし、家庭と保育園が協力して子育てをしましょう。

保育理念

- ・子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園をめざす

保育方針

- ・豊かな人間性をもった子どもを育てる

保育の目標

- ・丈夫な体をつくる
- ・思いやりのあるやさしい心を育てる
- ・意欲をもった子どもを育てる
- ・基本的生活習慣の自立

本園の特色

山の中に保育園が位置するため、自然を自由に取り入れ散歩などを通して四季折々の植物や小動物にふれることができます。

そのため、子どもの情緒を安定させ、順調な発育、発達を養うことができ、乳児においては、個人差に配慮しながら温かいふれあい、やさしい語りかけを認識して接することができます。

【保育標準時間】認定児

通常保育 7:30～18:00

【保育短時間】認定児

通常保育 8:30～16:30

サービス保育 8:00～ 8:30

延長保育 7:30～ 8:00、16:30～18:00

■休 園 日 日曜日、国民の祝日及び国民の休日、年末年始（12／30～1／4）

■利用者負担金

(1) 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
帽子代	年齢に応じた色分けの帽子（新入園児）	600円
	紛失、破損などにより再購入したとき	1,100円
写真代	個人で希望した写真	写真代実費
遠足に係る交通費	公共交通機関（電車、バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）
給食費	3歳以上児給食費 ※3歳以上児クラスの園児のうち、お住まいの市町村で給食費が免除されている方以外が対象です。 請求書は月末締めで作成し、次月初めにお渡しします。 毎月10日が納期限となっていますので、朝登園の際に現金でお支払いください。（10日が土・日・祝の場合は次の開園日） 減額の対象 ・月途中で退園する場合 給食日×200円で日割り計算します。 ・前月20日までに休みを申し出た場合（給食停止申出書を届け出ます。）で、連続した5日（開園日）以上の休みの場合、日割り計算します。 ・療育施設に月8日以上通い、当園で給食及びおやつを食べない時は、日割り計算します。 減額の対象外 ・土曜日を恒常的に休む場合は、減額しません。 ・弁当日、病休、臨時休園等は、減額しません。	月額 5,000円 / 一人
学級費※（注1）	5歳児（めろん組） 教材費や園外遠足等に使います。 ※名札、おたよりケース、シール帳の2個目からは実費を支払っていただきます。	月額 1,000円 / 一人
ノート	入園時に新しいものを無料配布します。2冊目からは、実費を支払っていただきます。ただし、1歳児・2歳児への進級時には無料配布します。	ノート代実費

※（注1） 行事に参加できなかった場合や年度途中で退園した場合も、納めていただいた学級費は返却できません。

(2) 時間外保育に係る利用者負担金

※請求書は月末締めで作成し、次月初めにお渡しします。毎月10日が納期限になっていますので、登園の際に現金でお支払いください。（10日が土・日・祝の場合は次の開園日）

① 保育短時間認定に係る時間外保育料

ア. 7時30分から8時00分まで利用した場合 200円

イ. 16時30分を過ぎますと30分ごとに200円の料金が発生します。

※1日1時間(例16:30～17:30)利用された場合は、400円必要です。

7:30		8:00	8:30	16:30		18:00
月～土	延長保育	サービス 保育	通常保育	延長保育		
	200円			17:00	17:30	
				200円	200円	200円

(3) 災害共済(スポーツ保険)掛金

保育園の管理下においての園児のケガなど不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済契約を結んでいます。

掛金 240円(年額) (入園時・毎年度初めに支払っていただきます。)

① 災害共済給付制度

日本スポーツ振興センターと保育園の設置者との契約により災害共済給付

(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金)を行うもので、その費用は国・設置者・保護者で負担する互助共済制度となっています。

② 給付の対象となる災害の範囲

ア その原因である事由が保育園の管理下で生じた負傷及び疾病で、療養に要する費用の額が5,000円(初診から治癒までの総医療費が500点)以上のもの。

自己負担が2割の場合、請求額が1,000円以上の場合が対象です。

※対象となる場合は、災害給付制度が優先されますので「さいきっ子医療費助成制度」は利用しないでください。点数が500点以下など、対象とならない場合は「さいきっ子医療費助成制度」が利用できます。

イ アによる負傷及び疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分されるもの。

ウ 学校の管理下の事由による死亡及びアに直接起因する死亡

③ 保育園の管理下となる範囲

ア 保育園における保育中(園外保育も含む)

イ 登園・降園中

④給付金額について

ア 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得額により限度額が異なる）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額

イ 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額

ウ 障害見舞金 3,770万円～82万円（ただし登降園中は半額）

エ 死亡見舞金 2,800万円（ただし登降園中及び突然死は半額）

⑤支給期間 初診から最長10年間

⑥請求期限 給付事由が生じた日から2年間

※上記共済制度への加入については、保護者の同意が必要です。（同意書提出）

■そ の 他

★子育て相談

- ・子育てについての悩み、相談はいつでもお受けします。

★福祉サービス相談

- ・毎月第3水曜日に『福祉サービス相談』を行っています。
- ・毎月の園だよりで日時、会場をお知らせしていますので、ご利用ください。

★緊急保育

- ・入園児以外のこどもさんの緊急保育（一時預かり事業）を行っています。
- 困っている方が近所にいましたら声をかけてあげてください。

★入園後、下記の事由が発生したときは佐伯市役所こども福祉課に連絡してください。

- ・就職または転職、離職したとき。
- ・入所理由に変更があった時
(母子手帳の交付を受けた、家庭外労働を始めた、出産した等)
- ・住所や電話番号など連絡先に変更があったとき。
- ・家庭状況に変動があったとき（出生・結婚・離婚等）
- ・生活保護の開始・廃止があったとき。
- ・入所理由の変更があったとき（家庭外労働から出産等）
- ・その他申込書の記載事項に変更があったとき。

【連絡先：佐伯市役所こども福祉課こども福祉係 電話22-3972（直通）】

令和7年度 佐伯民生福祉会福祉サービス等 向上委員名簿及び相談日

苦情等に関する相談窓口について

苦情・意見・相談等の受け付け窓口を設置しています。申立方法は、面接・電話等なんでも結構です。園長・主任保育士または相談委員（下記参照）にご連絡ください。園の意見箱に直接投函されても結構です。

但し、以下の申し立ては除外となります。

- ・当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの。
- ・国の制度に関するもの。
- ・保育料に関するもの。
- ・職員の人事に関するもの。
- ・保護者が行う行事等に関するもの。
- ・匿名のもの。



相 談 日

※毎月第3水曜日（16：00～17：00）

会場	相談員	開催月	開催月	開催月	開催月
みなみこども園	大 司 毅	12	5	10	3
みなとこども園	高 野 慎 吾	2025. 1	6	11	4
八幡保育園	染 矢 博 史	2	7	12	5
さいきこども園	染 矢 幸 子	3	8	2026. 1	6
長島保育園	染 矢 博 史	4	9	2	7

委員名簿等



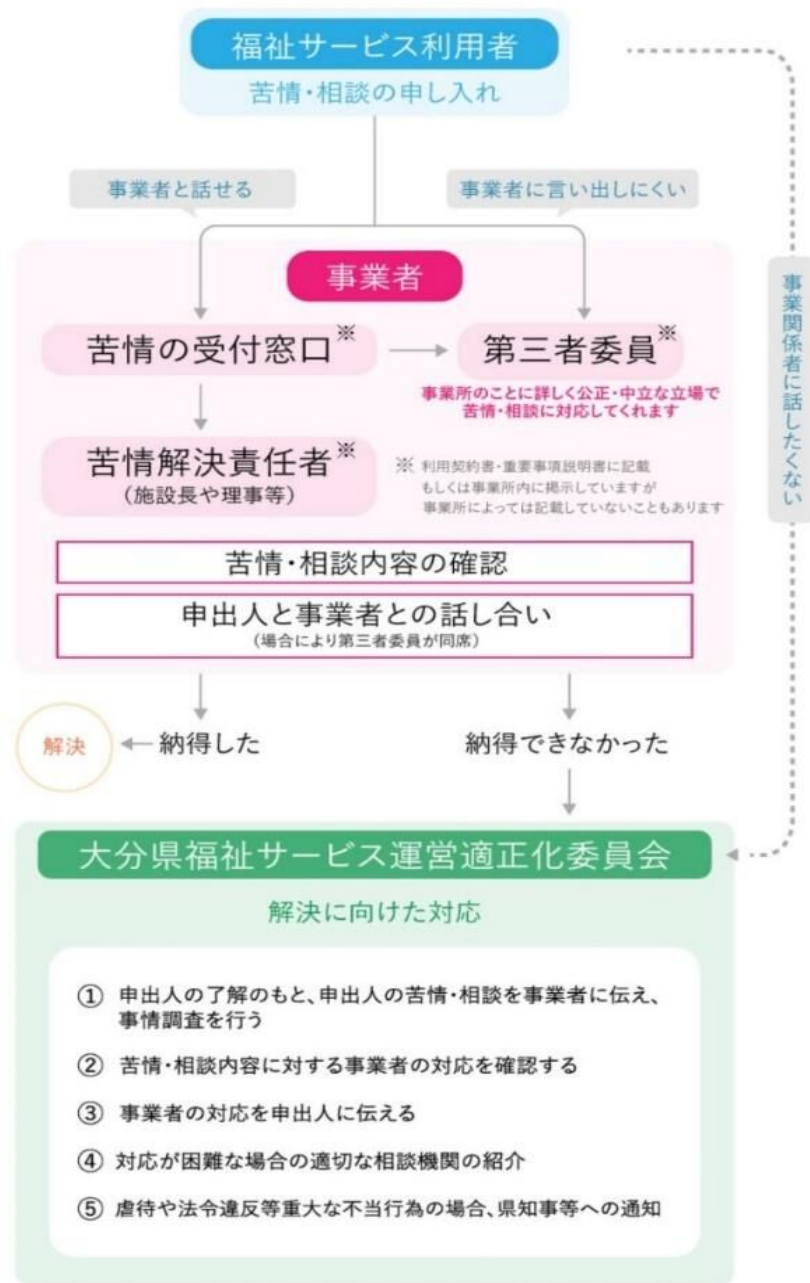
お気軽にご相談ください

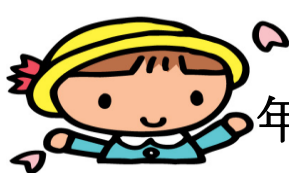


相談委員、苦情解決責任者及び苦情受付責任者名簿

保育園名	相談委員	電話	苦情解決責任者	苦情受付担当者	電話	FAX
みなみこども園	大 司 毅	23-4088	三 輪 芳 嗣	田 原 尚 美	23-0567	23-0569
みなとこども園	高 野 慎 吾	090-4777-4429	村 上 秀 雄	宮 崎 美 穂	22-5399	22-5336
八幡保育園	染 矢 博 史	23-6003	富 高 新 一	井 本 佳 菜	27-7661	27-7670
さいきこども園	染 矢 幸 子	23-0671	後 藤 裕 司	石 田 範 子	22-0644	28-7338
長島保育園	染 矢 博 史	23-6003	垣 野 内 茂	河 合 良 子	24-0522	24-1103

福祉サービス苦情解決の仕組みと流れ





年間行事予定



4月	○新年度保育開始 ○内科健診、歯科検診
5月	○こどもの日お楽しみ会 ◎保護者懇談会・保育参観
6月	○はみがき教室
7月	○七夕、笹焼き ○プール開き ○夏祭り
8月	○プール遊び
10月	◎親子レクレーション会 ○秋の遠足 ○内科健診、歯科検診
11月	○手洗い教室
12月	○クリスマス会食
2月	○節分（豆まき）
3月	▽新入園児説明会 ○お別れ遠足 ○お別れ会食 ◎お別れ会・卒園式

◎は、保護者参加の行事です。

★お誕生会、避難訓練は毎月行います、お弁当日も毎月あります。

★その他、人形劇鑑賞会、キッズクッキングがあります。

★年度により、行事の変更がある場合があります



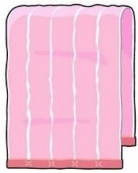
時間	子どもの活動
7:30	開園 順次登園 みんなの部屋で過ごします。
9:00	おやつ（0・1・2歳児） 日々の活動 （お散歩、製作、外遊びなど）
11:15	昼食 （時機を見て時間を下げていきます）
12:30	お昼寝 （年齢に応じて睡眠時間が変わります。5歳児はお昼寝がありません。）
14:45	目覚め
15:00	おやつ
15:30	順次降園 降園の準備をして、遊びながらお迎えを待ちます
16:30	みんなの部屋に集まります
18:00	閉園

持ちもの



・ビニール袋Lサイズ→1袋
・ティッシュ5箱→1セット

・オムツ→5～6枚
(裏に大きく記名)
・肌着→2～3枚
・着替え上下→4セット程度

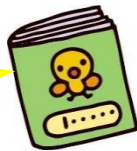


フェイスタオル→2～3枚
(排便した時などシャ)



手拭きタオル→1枚
(フックにかけるループのついた)

連絡帳



ビニール袋→1枚
(洗濯物入れ)



靴
(履きやすいもの)

お昼寝布団
・敷布団(4隅がゴムのシーツは×)
・掛布団(綿毛布、毛布、タオルケットな)



※すべての持ちものに記名をよろしくお願いします。

★ 食事用エプロン(乳児クラス)、コップ・歯ブラシ(2・3・4歳児)は必要に応じ、担任よりお願いした時に用意して下さい。

★ 週末に布団を持ち帰り、シーツ・毛布(タオルケット)をきれいに洗濯し、日光消毒をして、気持ちよくお昼寝ができるようにしてあげましょう。

連 絡

☆お休みする時や、遅れる時は9時までにコドモンや電話で連絡して下さい。

9時30分を過ぎても連絡が無い場合は、勤務先等に連絡をする場合があります。

☆家庭の状況に変化があった時は、直ちにお知らせ下さい。

住所・勤務先・電話番号・緊急連絡先・家族構成・家の事情など

☆保育園からの連絡は、コドモン・掲示板またはおたよりなどでお知らせします。

☆保護者の方がお休みの日には、親子で一緒に過ごし、スキンシップをたくさんとってあげてください。

☆お仕事がお休みで、都合のある方は、登園時に連絡先をお知らせください。

登園・降園

☆登園した時は、玄関のタッチパネルで打刻し、

確実に保育士にお子さんを預けてください。

☆お迎えの時も玄関のタッチパネルで打刻し、必ず保育士に声をかけて帰ってください。

☆お迎えの時間が遅れる時や、いつもより早く迎えに来る時、都合で迎えの人が変わる時（保護者以外の人の時）は、前もって連絡をしてください。

☆前夜、朝などに身体の異常（発熱、嘔吐、下痢など）があった場合は、必ず保育士にお伝えください。（その日は特に様子を気付け保育します。）



衣 類

☆服装の指定はありませんが、服装は子どもが動きやすく着脱（脱いだり着たり）しやすいものを着させてください。

☆衣類には必ず名前を書いてください。（靴下や下着にも）

兄弟の小さくなった服を着られる時も、必ず名前を書き直してください。



給食に提供しない食材について

☆次の食材は、全園児対象です。

（球形という形状が危険な食材）

- ・プチトマト・乾いたナッツ・豆類・うずらの卵・あめ類、ラムネ・球形の個装チーズ
- ・ぶどう、さくらんぼ

（粘着性が高い食材、固すぎる食材）

- ・餅・白玉団子・イカ

☆次の食材は、0歳児から1歳児が対象です。

（固く噛み切れない食材）

- ・えび・貝類

（噛みちぎりにくい食材）

- ・おにぎりの焼き海苔

※上記の食材は、お弁当にも入れないでください。

しつけ

- ・子どもが自分でできることはさせましょう。
 - ☆ 個々の発達に応じたもの（衣服の着脱・排泄・食事など）
- ・後片付けのできる子にしましょう。
 - ☆ 遊んだ後のおもちゃ・脱いだ服・靴など
- ・みんなが使う場所、物は大切にしましょう。
 - ☆ おもちゃ・つくえ・いす・遊具など
- ・朝の身支度はきちんとしましょう。
 - ☆ 顔を洗う（乳児は顔を拭く）・歯をみがく・髪をとかす
 - ☆ 朝、排便をさせる習慣をつけましょう。
- ・おもちゃ・おかし類は持ってこないでください。



その他

- （１）月に一度お弁当日があります。愛情いっぱいのお弁当を作ってあげてください。
（はし・スプーン・フォークは子どもにあったものを入れてください）
- （２）保育園での様子などおうちの方とやり取りを行うために連絡帳があります。
- （３）雑費袋（給食費等）は、必ず保育士に手渡してください。
※ 平日の登園時に受け取ります。
- （４）当園のホームページやクラスだより等に、園児の写真が掲載される場合があります。
園児の顔が掲載されることに支障がある場合はお申し出ください。お申し出のない場合は、写真等が掲載されることをご了承ください。
- （５）個人情報保護の観点から、保育園の行事等で撮影した写真や動画をSNS等に掲載する際は、ご自身のお子さん以外の顔がわからないようにしてください。
- （６）**朝食は、毎日きちんと食べましょう。**

わからないことやご要望がありましたら、担任、主任、副主任または園長にお気軽にご相談下さい。



健康

- (1) 歯科検診(麻生歯科)、内科健診(田村俊也先生)を年2回行っています。
 - (2) 保育園は集団生活の場であり、病気にかかる機会も多くなります。
公費で受けられる期間が来たら早めに予防接種を受けましょう。
なお、接種後当日の登園はお控えください。
 - (3) 保育園での与薬について
 - ・誤薬を防ぐため園での与薬は行いませんが、病気によって与薬が必要な方は、医師の指示書と薬剤情報提供表が必要です。園においてある与薬依頼書には、保護者の方が記入して提出して下さい。(印鑑がいります)
 - ・点眼薬や塗り薬については、医師の指示書はいりませんので 薬剤情報提供表と与薬依頼書を提出して下さい。
 - (4) 食物アレルギーについて
 - ・食物アレルギーがあり、対応食が必要な園児については、対応食申請書が必要です。担任に相談して下さい。
 - (5) アタマジラミ
 - ・アタマジラミらしきものを見つけた場合は、蔓延防止対策をとるため、病院受診をお願いすることがあります。ご家庭で見つけた場合も園に報告して下さい。
 - (6) 鼻血や吐物などで服や寝具等が汚れた場合は、感染予防のため園では洗わずそのままの状態を持ち帰っていただきますので、ご家庭で消毒をしてください。
また、お友達の吐物等で汚れた場合も各自で持ち帰っていただきます。
 - (7) つめを切りましょう。
 - ・伸びたつめでお友達をひっかくことが多いので、まめにつめ切りを行ってあげてください。
 - (8) フッ化物洗口について：4歳になったら希望者のみフッ化物洗口を行っています。
- ※虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童虐待の防止に関する法律第6条により保育園には通告義務があるため、関係機関に通告しますことをご承知ください。



おねがい

- (1) 具合の悪いときや次のようなときは、休ませてください。
 - (2) 登園を控えるのが望ましい場合
 - 24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。
 - 複数回の水様便がある場合 ○ 複数回の嘔吐がある場合

【2018年改定版 保育所における感染症対策ガイドライン2023年5月一部改訂 参照】
- (休みの連絡は9時までには入れて下さい)
- (2) 登園後、37.5℃以上の熱があるときや、いつもと様子が違い心配な時(元気がない、食欲がない、顔色が悪いなど)には電話連絡をします。
☆お子さんの今の様子を保護者の皆さんにお知らせする電話連絡です。
☆お子さんの体調がご心配なときは、いつでも園に電話をかけてください。
 - (3) 次の場合は、お迎えをお願いします。
 - ☆ 38℃以上の発熱のとき ☆ 嘔吐、下痢が続くとき
 - ☆ ひきつけたとき ☆ 伝染病の疑いがあるとき
 - ☆ その他保育園がお迎えが必要と判断した時
 - (4) お子さんが園で緊急を要するケガや体調不良の場合には、保護者に連絡をいれ、園から直接病院受診する場合があります。その場合は病院に来てください。
保護者の方と連絡が取れない場合でも、園の判断で病院受診することがあります。
また、保護者の方と連絡がとれない、病院への到着が遅くなる場合は、検査や処置等は医師の指示に従います。

* 保育園の感染症について *

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際に、医師が記入した意見書（別紙様式）を保育園に提出してください。



* 医師が記入した意見書（別紙様式）が必要な感染症

感染症名		感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹（はしか）		発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ		症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症		発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん		発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）		発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性 ^{ジカセンエン} 耳下腺炎（おたふくかぜ）		発症3日前から耳下腺 ^{シュチョフ} 腫脹後4日	^{ジカセン} 耳下腺、 ^{ガッカセン} 顎下腺、 ^{ゼッカセン} 舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	アデノウイルス感染症	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性 ^{カフ} 角結膜炎		充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳 ^{セキ}		抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎		—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性 ^{スイ} 髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 2023年5月一部改訂 参照】

★同居の方も上記の感染症と診断された場合は、保育園に必ずお知らせください。

なお、感染者の園内への立ち入りは禁止です。送迎者が感染している場合は、玄関外で受け渡ししますので、園に着いたら電話してください。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

***医師の診断を受け、保護者が記入する登園届（別紙様式）が必要な感染症**

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に ^{スイホフ} 水疱・ ^{カイヨフ} 潰瘍が 発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	^わ 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状 ^お 疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが ^か 痂皮化（かさぶた）していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 2023年5月一部改訂 参照】

★上記の感染症と診断された場合は、保育園に必ずお知らせください。

***状態によっては登園を遠慮するようお願いする場合もある感染症**

感染症名	登園の条件等
アタマジラミ症	駆除を開始していること
伝染性軟属腫（水いぼ）	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
伝染性膿痂しん（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
単純ヘルペスウイルス感染症	口唇ヘルペスのみで、全身状態が保たれているのであれば、マスクなどをして登園可能

【2023年4月改訂版 学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説 参照】

※サイズはA4判です。用紙は事務室に置いています。またホームページからもダウンロードできます。
アドレス <http://minsei.saiki.jp/>

登園届（保護者記入）

保育園長様

組

園児氏名

平成・令和

年

月

日

生

(病名)

(該当疾患に□をお願いします)

溶連菌感染症
マイコプラズマ肺炎
手足口病
伝染性紅斑(りんご病)
ウイルス性胃腸炎
(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症
帯状疱疹
突発性赤しん
その他()

(医療機関名)

(令和 年 月 日受診)

において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

令和 年 月 日より登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場合です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

意見書（医師記入）

保育園長様

組

園児氏名

平成・令和

年

月

日

生

(病名)

(該当疾患に□をお願いします)

麻疹（はしか）※
インフルエンザ※
新型コロナウイルス感染症※
風しん
水痘（水ぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
結核
咽頭結膜熱（プール熱）※
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
急性出血性結膜炎
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場合です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、「意見書」を園に提出して下さい。

災害時の対応について

●火災

保育園で火災が発生した場合は、**薬師庵**に避難します。

●大雨・台風等の対応について

開園前 午前6時 時点	警戒レベル3	(高齢者等避難)	臨時休園
	警戒レベル4	(避難指示)	
	警戒レベル5	(緊急安全確保)	
保育中	警戒レベル3	(高齢者等避難)	臨時休園 ～安全を確認して、 至急お迎えに来てください～
	警戒レベル4	(避難指示)	
	警戒レベル5	(緊急安全確保)	

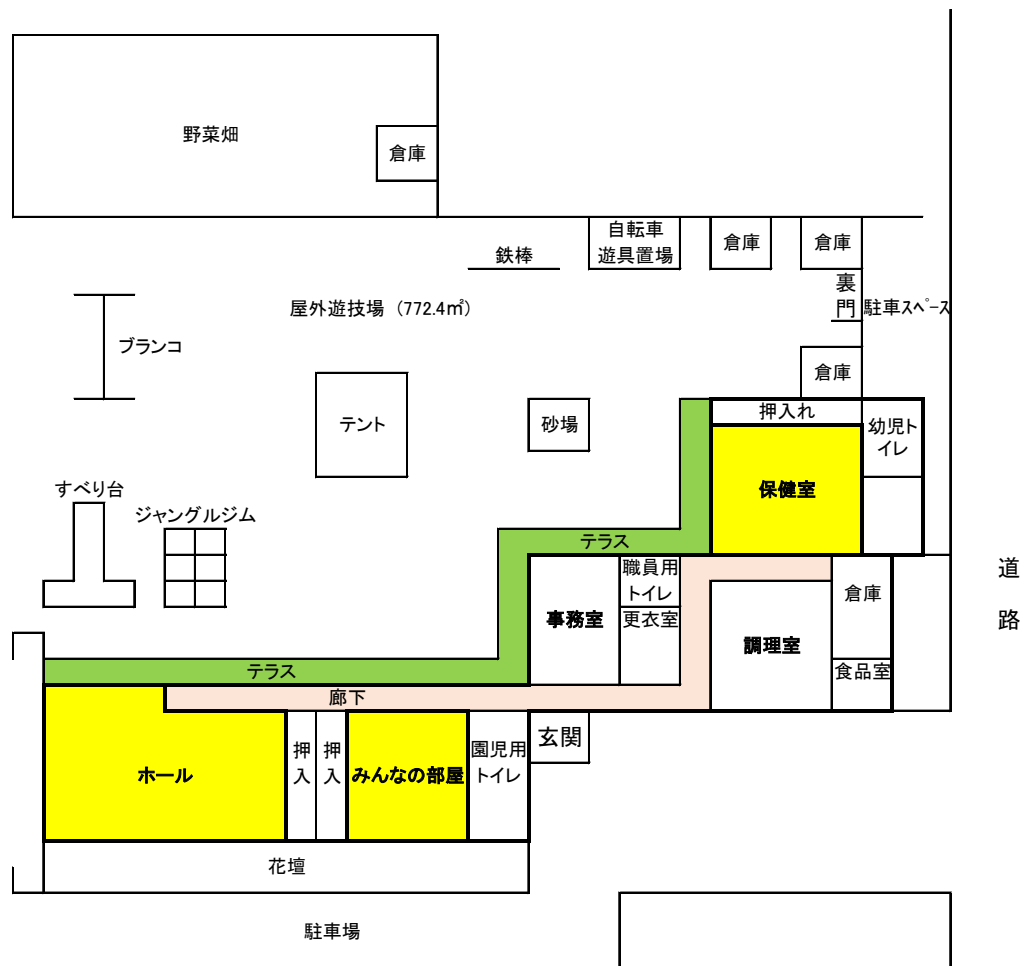
●地震の対応について

八幡保育園が所在する場所で 震度5強以上の地震が発生 したとき	
開園前	原則、臨時休園
保育中	臨時休園 大津波警報・津波警報が出た時は、 薬師庵または彦陽中学校 に避難します。

※災害発生後、敷地内や園舎等の点検を行い安全確認を行います。さらに周辺地域の安全確認および職員の確保等ができたのちに、保育園を開園いたします。開園の際は、連絡いたします。

※保護者への連絡はコドモンや電話（保育園固定電話・職員携帯）で行います。

八幡保育園平面図



八幡保育園

〒876-1106
佐伯市戸穴7番地の2
電話 27-7661
FAX 27-7670

E-mail yahata@saikiminsei.jp